新生児聴覚検査　償還払い手続きについて

三沢市立三沢病院以外の医療機関で新生児聴覚検査を受けた場合、検査にかかった費用を償還払いにて全額助成いたします。

＊対　　象：令和３年４月１日以降に出生し、聴覚検査を受けた日においてお子さんまたは保護者の方が三沢市に住所を登録している方。

＊必要書類：①新生児聴覚検査費用給付申請書
※市のホームページよりダウンロードできます。
②検査結果等が記載された受診票
③聴覚検査結果が確認できる母子健康手帳の写し
④医療機関が発行した領収書
⑤振込口座等が確認できる預金通帳の写し

＊申請方法：必要書類を郵送または保健相談センター窓口までご提出ください。

＊申請期限：４～８月に検査した場合　検査日の翌日初日から６か月以内
９月以降に検査した場合　受診した年度内（３月末まで）
申請期限を過ぎますと、還付ができなくなりますのでご留意ください。
※3月に検査をした等、やむを得ない事情により年度内の申請が間に合わない場合は、個別にて対応いたしますので、保健相談センターまでご相談ください。

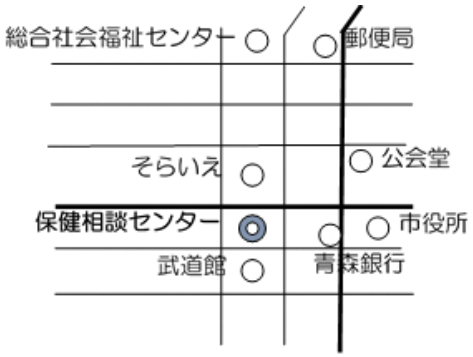

お問い合わせ・申請窓口
三沢市健康推進課　保健指導係
新生児聴覚検査償還払い担当
〒033-0011
青森県三沢市中央町1-3-10
三沢市保健相談センター内